

訪問看護重要事項説明書

(平成 21 年 4 月 1 日現在)

1 星ヶ丘訪問看護ステーションの概要

(1) 提供できるサービスの地域

| | |
|-------------|----------------------------------|
| 事業者名称 | 星ヶ丘訪問看護ステーション |
| 所在地 | 福島県郡山市片平町字北三天 7 番地 星ヶ丘病院内 2 階 |
| 介護保険指定番号 | 福島県 0 7 6 0 3 9 0 0 8 8 |
| 法人種別 | 財団法人星総合病院 |
| 代表者名 | 星 北斗 |
| 電話番号 | 0 2 4 - 9 6 2 - 1 7 1 1 |
| サービスを提供する地域 | 郡山市内 |

※ 郡山市以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 職員体制と職務内容

| 職 種 | 資 格 | 常勤 | 非常勤 | 職務内容 | 計 |
|----------------|-------|-----|-----|-------------------|-----|
| 管理者 | 看護師 | 1 名 | | 従事者の管理及び業務の一元的な管理 | 1 名 |
| 訪問看護 | 保健師 | 0 | | 訪問看護サービスの提供 | 0 |
| 訪問看護 | 看護師 | 6 名 | | 訪問看護サービスの提供 | 6 名 |
| 訪問看護 | 准看護師 | 0 | | 訪問看護サービスの提供 | 0 |
| 訪問看護 (リハビリ) | 作業療法士 | 0 | | 訪問リハビリサービスの提供 | 0 |
| 訪問看護 (リハビリ) | 理学療法士 | 1 名 | | 訪問リハビリサービスの提供 | 1 名 |
| 事 務 | | | 1 名 | 事務所の必要な事務処理 | 1 名 |

2 事業の運営方針

- (1) 老人などの心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持・回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援します。
- (2) 事業の実施にあたっては、保健所、市町村及び医療機関などの関係機関ならびに保健・医療・福祉の関係職種等と密接な連携を図ります。
- (3) 質の良い訪問看護サービスを提供するため訪問看護従事職員の研修を継続的に行い、資質の向上を図ります。

3 (1) 営業日・時間

| | |
|-----|--|
| 営業日 | 月 ～ 土 午前 8 時 45 分～午後 5 時 15 分 但し、木曜日は午前 8 時 45 分～午後 12 時 30 分 |
| 休 日 | 日曜・祭日・第 3 木曜日 年末年始 (1 2 月 3 1 日～1 月 3 日) |

(2) サービス提供時間

- ・ 営業日・営業時間帯に関わらず、24 時間体制を取っておりますので、緊急時などは、時間外でも訪問いたします。ただし、時間外の場合には利用料が異なります。(利用料金については、次ページ参照して下さい。)

時間帯については、下記を参照してください。

- ・早朝時間帯・・・午前6時～午前8時
- ・夜間帯・・・午後6時～午後10時
- ・深夜時間帯・・・午後10時～午前6時

4 サービス提供内容

- ① 看護介護行為（利用者に対して）
 - ・バイタルチェック（血圧・体温・脈拍・簡易酸素飽和度測定）
 - ・身体の保清（清拭・洗髪・入浴・口腔ケア・足浴手浴など）
 - ・療養指導（生活上の注意事項・食事指導・排泄に関する対策や指導など）
- ② 医療的処置行為
 - ・創傷及び褥瘡処置
 - ・人工肛門・人工膀胱管理ケア
 - ・経鼻チューブ・胃瘻チューブ管理ケア
 - ・尿道留置カテーテル・自己導尿管理ケア
 - ・在宅酸素療法管理ケア
 - ・在宅人工呼吸器管理ケア
 - ・喀痰の吸引・管理
 - ・点滴
 - ・排泄管理ケア（浣腸・摘便）
- ③ リハビリ援助行為
 - ・拘縮予防・歩行訓練
 - ・言語・嚥下訓練（言語障害・失語症・嚥下障害など）
 - ・認知予防指導（趣味の活用・遊ビリテーションなど）
- ④ 介護者に対して
 - ・介護の方法指導・介護福祉など社会資源の紹介
 - ・褥瘡予防・リハビリの方法・食事指導（介助の工夫・方法など）
 - ・室内環境整備の工夫・安全対策の工夫・感染症に対する対応方法など
 - ・介護者の健康相談・助言

5 利用料金

(1) 基本利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金（料金表）の1割です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

【 料金表① 基本料金・昼間 】

| 訪問看護費 | 料 金 |
|------------|---------|
| 30分未満 | 4,250円 |
| 30分以上60分未満 | 8,300円 |
| 60分以上90分未満 | 11,980円 |

（自己負担額は上記金額の1割です）

※ 上表の料金設定と基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者の居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた目安の時間を基準とします。

(2) 加算料金

介護保険法の規定により以下の場合には加算料金が必要になります。

- ※ 短時間訪問 早朝・夜間・深夜のみ 20分未満 2,850円となります。
- ※ 基本料金に対して早朝（午前6時～午前8時）・夜間（午後6時～午後10時）帯は25%増し、深夜（午後10時～午前6時）は、50%増しとなります。

【 料金表② 時間外利用・早朝・夜間・深夜 】

| 時間帯 | 30分未満 | 30分～60分 | 60分～90分 |
|----------------|--------|---------|---------|
| 午前6時～午前8時（早朝） | 5,310円 | 12,445円 | 14,980円 |
| 午後6時～午後10時（夜間） | 5,310円 | 12,445円 | 14,980円 |
| 午後10時～午前6時（深夜） | 6,370円 | 12,450円 | 17,970円 |

（自己負担額は上記金額の1割です）

【 料金表③ その他 】

| | |
|---|----------------------|
| ○特別管理加算 厚生労働大臣が定める状態にある者。 重度の褥瘡（真皮に及ぶ）。 | 1月につき2,500円の加算 |
| ○長時間訪問看護加算 特別管理加算の対象者について、1時間30分以上の訪問看護の実施。 | 11,980円+3,000円 |
| ○緊急時訪問看護加算 | 1月につき5,400円の加算 |
| ○ターミナルケア加算 利用者の死亡日前14日以内に2回以上のターミナルケアを行なった場合。「ターミナルケア加算（Ⅱ）」。 | 死亡月にのみ 20,000円の加算 |
| ○サービス提供体制強化加算 研修等を実施しており、かつ3年以上の勤続年数のあるものが30%以上配置されていること。 | 1回60円 |

| | |
|---|--------------------------------------|
| <p>○複数名訪問加算 同時に2人の職員が1人の利用者に対し訪問した場合。(利用者やその家族等の同意のうえ)。 ①利用者の身体的理由により1人の看護師による訪問看護が困難と認められた場合。 ②暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合 ③その他利用者の状況から判断して、①又は②に準ずると認められた場合。</p> | <p>30分未満 2,540円 30分以上 4,020円</p> |
| <p>○居宅療養管理指導 生活上の支援を目的とした看護職員による相談。 看護師が行う場合。</p> | <p>1回 4,000円</p> |

(3) 料金のお支払方法

毎月5日までに前月分の請求を致しますので、10日以内にお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行します。お支払方法は現金払いとなります。

(4) 償還払いについて

保険料の滞納等により、保険給付が直接事業所に支払われない場合はサービス提供料金を全額支払していただきます。当事業所からの領収書を後日、市町村の窓口へ提出すれば払い戻しを受けられます。

6 交通費

サービスを提供する地域にお住まいの方の交通費は無料です。

7 キャンセル

キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡ください。(連絡先 024-962-1711)
キャンセル料金はかかりません。

8 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話でお申し込みください。当ステーションの職員がお伺いいたします。

訪問看護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

※ 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談下さい。

(1) サービスの終了

① 利用者の都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出下さい。

② 当ステーションの都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスを終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヵ月前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護保健施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が非該当（自立）と認定された時
 - ※ この場合、条件を変更して再度契約をすることが出来ます。
- ・利用者がお亡くなりになった場合

④ その他

- ・当ステーションが正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合や利用者・家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当ステーションが破産した場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することが出来ます。
- ・利用者が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上延滞し、料金を支払うよう勧告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、または利用者や家族などが当ステーションや当ステーションのサービス従業者に対して本契約書を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

9 事故発生時・緊急時の対応方法

サービスの提供中に万が一事故が発生したり、様態の変化などがあった場合は、その状況により主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業所・及び市町村等へ連絡します。

10 損害賠償

事業者は、利用者に対する訪問看護サービスの提供にあたって、万が一事故が発生し利用者や利用者の家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して損害を賠償します。

但し、利用者や利用者の家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減ずることが出来ます。

11 苦情申立窓口

① ご利用者ご相談窓口

星ヶ丘訪問看護ステーション

担当 菅野 育子

電話 (024-962-1711)

② その他

当ステーション以外に

星ヶ丘病院

総務課 久間木 哲

電話 (024-952-6411)

ご利用時間

平日

午前9時～午後5時15分

木曜日 (第3木曜日除く) 午前9時～12時30分

③ 当訪問看護ステーション及び星ヶ丘病院以外に市町村窓口で苦情を伝える事ができます。

郡山市介護保険課

電話 (024-924-3021)

12 その他

当事業所において、看護学生の臨地実習受け入れ施設として協力をしております。学生の臨地実習は以下の基本的な考えで望むことにしておりますので、看護教育の必要性を御理解いただき御協力お願い致します。

なお、同行訪問する際には事前にご連絡いたします。

- ① 学生が看護援助を行なう場合、事前に十分かつわかりやすい説明を行い利用者又は利用者の家族の同意を得て行います。
- ② 学生が看護援助を行なう場合、安全性の確保を最優先とし事前に看護教員や看護師の助言・指導を受けています。
- ③ 利用者及び利用者の御家族の方は、学生の実習に関する意見や質問がある場合、同行の看護師に直接訪ねることができます。
- ④ 利用者および利用者の御家族の方は、学生の同行訪問に同意した後も学生が行う看護援助に対して無条件に拒否できます。また拒否したことを理由に訪問看護上の不利益な扱いを受けることはありません。
- ⑤ 学生は臨地実習を通して知り得た利用者および利用者の御家族の方々に関する情報について、他者にもらすことのないようプライバシーの保護に留意します。

当事業者は、訪問看護の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて上記重要事項を説明しました。

平成 年 月 日

サービス事業者

所在地 福島県郡山市片平町北三天7番地
星ヶ丘病院内 2階

名称 星ヶ丘訪問看護ステーション 印
説明者
氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から上記重要事項の説明を受けました。

平成 年 月 日

利用者 住所

氏名 印

利用者の家族 住所
又は代理人

氏名 印